

福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）

平成24年3月13日（火）17時00分
消防庁災害対策本部

1 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の規模（実派遣総数）

東京消防庁	72隊	370人
大阪市消防局	17隊	53人
横浜市消防局	9隊	67人
川崎市消防局	12隊	36人
名古屋市消防局	6隊	34人
京都市消防局	11隊	40人
神戸市消防局	7隊	55人
※これら7消防本部の活動の調整については、東京消防庁が担当。		
新潟市消防局	1隊	4人
浜松市消防局	1隊	5人

(2) 緊急消防援助隊及び地元消防本部等の活動状況

① 発電所対応

- 原子力保安院からの要望を受けて、福島県原子力災害対策センターに双葉地方広域市町村圏組合消防本部が参画（3月12日）
- 原子力安全・保安院から施設を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請があり、消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊（海水放水能力毎分3,500ℓ2隊を含む）及び仙台市消防局の特殊装備部隊（海水放水能力毎分4,250ℓ1隊を含む）の緊急消防援助隊としての派遣を要請→出動途上において原子力安全・保安院の要請取り消しにより、両消防本部に対する出動要請を解除（3月12日）
- 官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計4台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 郡山地方広域消防組合消防本部（2台） 3月13日20時45分到着
 - いわき市消防本部（1台） 3月14日 0時45分到着
 - 須賀川地方広域消防本部（1台） 3月14日 0時45分到着
- 官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計8台（総計12台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 米沢市消防本部（1台） 3月14日21時45分到着
 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（1台） 3月14日19時10分到着
 - 宇都宮市消防本部（2台） 3月14日21時50分到着
 - さいたま市消防局（2台） 3月15日 1時15分到着
 - 新潟市消防局（2台） 3月14日23時45分到着
- 被災地での要救助者等に対応するため、消防庁から依頼し東京都より1万枚（3月14日受領、3月16日発送）、千葉市消防局より3千枚（3月15日受領、発送）のトリアージタグの提供を受け、それを福島県のDMAT事務局へ提供。そのうち1,000枚はJビレッジにおいて保管。（3月30日）
- 福島第一原子力発電所から4号機において火災が発生した旨の通報があり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部から6隊21人が消火のため順次出動→自然鎮火した模様（3月16日）

- ・ 総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、都知事がそれを受諾（3月17日夜）。それを受けて消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日0時50分）。→東京消防庁から特殊災害対策車等30隊139人が出場（3月18日3時20分）→福島第一原子力発電所に到着（3月18日17時33分）
- ・ 総務大臣から大阪市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、大阪市長がそれを受諾（3月18日20時10分）。それを受けて消防庁長官から、大阪市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月18日20時10分）。→遠距離対応送水システム及び消防車等17台53人が出場（3月19日17時24分）。→いわき市立総合体育館に全隊集結（3月20日10時50分）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し放水実施（3月19日0時30分頃から約20分間、放水実績約60t）
- ・ 福島第一原子力発電所に対応中の部隊の交代要員として東京消防庁の14隊102人が常磐自動車道（下り）守谷サービスエリア駐車場に集結（3月19日8時20分）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し2回目の放水実施（3月19日14時05分から3月20日3時40分：当初予定7時間のところ実績14時間、放水実績約2,430t）
- ・ 総務大臣から横浜市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、横浜市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、横浜市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日15時30分）。
- ・ 総務大臣から川崎市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、川崎市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、川崎市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月19日16時30分）。
 - ・ 福島第一原子力発電所での対応に伴う除染活動を支援するため、消防庁長官から、新潟市消防局及び浜松市消防局の大型除染システム部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月20日16時00分）。
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所3号機に対し3回目の放水実施（3月20日21時30分から3月21日3時50分まで約6時間30分、放水実績約1,137t）
- ・ 緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が3号機への放水活動のため、発電所まで出動したが、2、3号機の発煙により活動中止（3月21日）。以降の福島第一原発での緊急消防援助隊の活動（除染を除く）の調整については東京消防庁が担当。
- ・ 浜松市消防局（1隊5人、3月21日20時00分）、新潟市消防局（1隊4人、3月22日4時00分）、横浜市消防局（9隊67人、3月22日8時00分）がそれぞれ出発。→浜松市消防局（3月22日6時55分）、新潟市消防局（3月22日8時38分）がそれぞれJビレッジ到着。横浜市消防局（3月22日12時40分）がJビレッジに到着。
- ・ 総務大臣から名古屋市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、名古屋市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、名古屋市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時40分）。
- ・ 総務大臣から京都市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、京都市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、京都市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日13時50分）。
- ・ 総務大臣から神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、神戸市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、神戸市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（3月22日14時00分）。

- ・ 緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が福島第一原子力発電所3号機に対し4回目の放水実施（3月22日15時10分から3月22日16時00分：放水実績約150t）。
- ・ 浜松市消防局及び新潟市消防局が、大型除染システムの東京電力による設置作業を支援（3月22日11時00分）。→東京電力による除染設備、除染体制が整ったため業務を終了（3月23日17時10分時点）。
- ・ 東京消防庁から第三陣7隊32人が、いわき市立総合体育館に到着（3月22日13時10分）
- ・ 内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車1台を東京電力に貸与（3月22日20時27分）。
- ・ 緊急消防援助隊（横浜市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対する5回目の放水のためJビレッジを出発（3月23日15時15分）。→福島第一原子力発電所3号機から黒煙を確認したため作業中止（3月23日16時35分時点）
- ・ 川崎市消防局（12隊36人）が3月24日8時出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月24日13時40分）
- ・ 緊急消防援助隊（川崎市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所3号機に対し5回目の放水実施（3月25日13時28分から16時00分：放水実績約450t）（累計約4,227t）
- ・ 名古屋市消防局（6隊34人）が3月25日22時27分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月26日12時30分）
- ・ 東京消防庁から第四陣7隊33人（3月25日16時10分及び3月26日20時05分着の1隊4人を含む）が、いわき市立総合体育館に到着。
- ・ 京都市消防局（11隊40人）が3月27日9時40分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月28日13時30分）
- ・ 東京消防庁から第五陣5隊29人が、いわき市立総合体育館に到着（3月28日14時50分）
- ・ 神戸市消防局（7隊53人）が3月29日10時20分出発。→いわき市立総合体育館に到着（3月30日13時55分）
- ・ 東京消防庁から第六陣9隊35人が、いわき市立総合体育館に到着（3月31日14時10分）
- ・ 福島原発発電所事故対策統合本部との調整を踏まえ、いわき市に進出拠点を確保した上で、首都圏の大都市の消防本部がそれぞれの消防本部で待機し、即応体制を確保（4月2日～）
- ・ 福島第一原子力発電所1～4号機放水口サンプリング建屋1階（放射線モニタリング予備電源のバッテリー及び配線）において出火
→東京電力職員が消火器により消火、通報（4月12日6時48分）
→双葉地方広域市町村圏組合消防本部が鎮火確認（4月12日9時12分）
- ・ 福島第二原子力発電所1号機リアクター付属棟地下1階高圧電源設備室内照明パネルから出火（5月27日10時00分ころ）
→東京電力職員が消火器により消火、通報（5月27日10時08分）
→双葉地方広域市町村圏組合消防本部が鎮火確認（5月27日11時19分）

- ・福島第一原子力発電所の専用港内海面に、油膜（150m×30m）が浮いているのを東京電力職員が発見（5月31日8時00分ころ）。
→東京電力及び海上保安庁によりオイルフェンス設置
→双葉地方広域市町村圏組合消防本部が現場確認
- ・福島第二原子力発電所の3・4号機放水口付近に、油膜が浮いているのを東京電力職員が発見（6月8日18時10分ころ）。油の流出量は0.5m³と推定。
→東京電力によりオイルフェンス設置
→双葉地方広域市町村圏組合消防本部が現場確認

② 搬送対応

- ・福島第一原子力発電所1号機において爆発が発生、負傷者4人を東京電力が病院へ搬送（3月12日）
- ・福島第二原子力発電所3km圏内の住民を避難させるため双葉地方広域市町村圏組合消防本部が要援護者等の搬送支援を実施（3月12日）
- ・福島第一原子力発電所から10km圏内の病院の入院患者（自力避難困難者21人）と病院関係者の避難を滋賀県隊、岐阜県隊及び安達地方広域行政組合消防本部救急隊が自衛隊とともに実施（3月12日）
- ・3月14日11時01分頃、福島第一原子力発電所3号機において白煙が発生、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊2隊及び救助隊1隊が出動し、負傷者6人を搬送（3月14日14時50分時点）
- ・福島県災害対策本部から屋内退避区域（20～30km）にある病院からの一部患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請。→緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請（3月17日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を地元消防機関及び緊急消防援助隊により実施（3月17日～、詳細は別紙1参照）
- ・3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人のうち2人を、消防庁が派遣している山口芳裕医師（杏林大学救急医学教授）及び森村尚登医師（横浜市立大学救急医学教授）がJビレッジにて診察、除染指示。双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、除染を行い、福島県立医科大学へ搬送（3月24日）（その後3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人をワゴンタクシーにて独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県）へ搬送（同研究所医師同乗）（3月25日））
- ・福島県内屋内退避区域（福島第一原子力発電所から20～30km）からの自主避難支援のため、7県隊からなる75隊の救急搬送体制を、10都県からなる約100隊の体制へと強化（3月26日）
- ・福島県内の救急搬送体制（緊急消防援助隊 救急部隊 計107隊）（3月26日15時時点）群馬県8隊、栃木県6隊、埼玉県15隊、東京都10隊、千葉県10隊、神奈川県20隊、岐阜県6隊、静岡県14隊、滋賀県9隊、茨城県9隊
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の在宅（巡回）診療の実施に際し、緊急消防援助隊の救急救命士が、搬送が必要な場合の連絡調整員として各チームに1人同乗し、活動実施。必要に応じ、消防機関が搬送を実施（4月4日～、詳細は別紙2参照）
- ・警戒区域（福島第一原子力発電所から20km圏内）への一時立入に際し、双葉町から中継基地へ戻る途上バスが故障し、代車を待つ間に住民1人が気分不快となり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊が中継基地の救護所（医師待機）まで搬送（5月27日）
- ・4月7日以降の福島第一原子力発電所における作業に伴う救急搬送者は、合計23人（平成24年3月13日時点、詳細は別紙3参照）

- ・福島県災害対策本部との調整を踏まえ、緊急消防援助隊全体帰任。なお、福島原子力発電所事故に係る救急搬送については、周辺の県の消防機関による即応体制を確保（6月6日）

③ その他

- ・大熊町のホテルウィルでぼや火災が発生（3月31日14時59分覚知）。双葉広域市町村圏組合消防本部が出場。→鎮火（3月31日17時12分）→双葉広域市町村圏組合消防本部が火災原因調査を実施（4月1日13時00分～）
- ・浪江町の民家で火災が発生（8月27日8時04分覚知）。双葉広域市町村圏組合消防本部が出場。→鎮火（8月27日10時30分）→双葉広域市町村圏組合消防本部が火災原因調査を実施（8月29日10時00分～）
- ・富岡町で車両火災が発生（12月6日17時12分覚知）。双葉広域市町村圏組合消防本部が出場。→鎮火（12月6日17時36分）→東京電力㈱福島第二原子力発電所の作業員が自家用車で南相馬市へ帰宅途中、路上に立っていた牛と正面衝突し、エンジンルームより発煙後に出火したもの。

2 消防庁の対応

福島県関係の対応状況は以下のとおりである。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 3月11日 | 16時30分 | 消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣
→21時15分福島県庁到着 |
| 3月12日 | 9時00分 | 政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣 |
| 3月13日 | | 「救急搬送に伴う放射能汚染に係る情報提供等について（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡 |
| 3月14日 | 1時00分 | 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡 |
| | 3時00分 | 「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡 |
| | 11時25分 | 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡 |
| 3月15日 | 14時00分 | 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡 |
| | | 「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡 |
| | 23時50分 | 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡 |
| 3月17日 | 7時00分 | 福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置 |
| 3月18日 | | 福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日～4月2日）
東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日～4月1日） |
| 3月20日 | 16時00分 | 消防庁災害対策本部に原発特命班を設置 |

3月23日 10時00分	消防庁が、消防職員の暴露放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日～4月2日）
3月27日	消防庁長官がJビレッジ及びいわき市立総合体育館にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
4月 1日	消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
4月 2日	有事即応のため、東京消防庁からヘリで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼
4月22日	消防庁から職員を派遣し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と郡山地方広域消防組合消防本部との業務調整及び現地確認を実施
4月27日	消防庁から職員を派遣し、相馬地方広域消防本部、福島市消防本部、福島県災害対策本部及び原子力災害現地対策本部との業務調整及び現地確認を実施

<参考：避難指示等>

- 3月11日 21:23 総理指示：福島第一発電所の半径3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3月12日 05:44 総理指示：福島第一発電所の半径10 km圏内の避難
- 3月12日 07:45 総理指示：福島第二発電所の半径3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 3月12日 17:39 総理指示：福島第二発電所の半径10 km圏内の避難
- 3月12日 18:25 総理指示：福島第一発電所の半径20 km圏内の避難
- 3月15日 11:06 総理指示：福島第一発電所の半径20～30 km圏内の屋内退避
- 3月25日 11:46 官房長官会見：屋内退避区域内住民の自主避難の積極的な促進
- 4月11日 16:09 官房長官会見：「計画的避難区域」の設定
国際放射線防護委員会(ICRP)と国際原子力機関(IAEA)の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値(年間20～100mSv)を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とする。
「緊急時避難準備区域」の設定
現在の「屋内退避区域」で「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」とする。
- 4月11日 17:25 総理指示：被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。
- 4月12日 14:13 総理指示：人命救助に全力を挙げるとともに、被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げること。
- 4月21日 11:00 総理指示：福島第一発電所の半径20 km圏内の「警戒区域」の設定
福島第二発電所周辺の避難区域を半径8 km 圏内へ変更
- 4月22日 09:44 総理指示：福島第一発電所の半径20～30 km圏内の屋内退避を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定
- 6月30日 原子力災害現地対策本部通知：伊達市の一部に特定避難勧奨地点を設定
- 7月21日 原子力災害現地対策本部通知：南相馬市の一部に特定避難勧奨地点を設定
- 8月3日 原子力災害現地対策本部通知：南相馬市の一部及び川内村の一部に特定避難勧奨地点を設定
- 9月30日 原子力災害現地対策本部長指示：「緊急時避難準備区域」の解除
- 11月25日 原子力災害現地対策本部通知：伊達市の一部に特定避難勧奨地点を設定
- 11月25日 原子力災害現地対策本部通知：南相馬市の一部に特定避難勧奨地点を設定
- 12月26日 内閣総理大臣から福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態解除宣言が行われた。

屋内退避区域（20～30km）又は周辺地域の病院・施設等からの搬送状況（消防機関対応分）一覧

月日	病院等名	消防機関 搬送者数	対応状況
3月	雲雀ヶ丘病院 (南相馬市)	5	入院患者5人を県内応援隊5隊により、除染ポイントへ搬送。 →滋賀県隊5隊により受入先へ搬送。
	渡辺病院 (南相馬市)	5	入院患者22人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →うち5人を静岡県隊5隊により受入先へ搬送。 (参考：残り17人は陸自マイクロバスで受入先へ搬送)
	※ 鹿島厚生病院 (南相馬市)	29	入院患者29人を滋賀県隊(8人)、静岡県隊(10人)、岐阜県隊(6人)、群馬県隊(5人)により受入先へ搬送。
	※ 老健施設「厚寿苑」 (南相馬市)	3	入所者3人を群馬県隊(2人)、静岡県隊(1人)により受入先へ搬送。
	南相馬市立総合病院 (南相馬市)	5	入院患者5人を県境で県内応援隊から新潟県内隊に引き継ぎ、受入先へ搬送。
	小野田病院 (南相馬市)	18	歩行不可の18人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →県内応援隊(12人)及び静岡県隊(6人)により受入先に搬送。
	※ 鹿島厚生病院 (南相馬市)	1	1人を緊急消防援助隊(千葉市ヘリ)により受入先へ搬送。
	南相馬市立総合病院 (南相馬市)	29	①歩行不可の20人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →岐阜県隊(6人)、群馬県隊(5人)、滋賀県隊(8人)、 静岡県隊(1人)により新潟県消防学校へ搬送。 →新潟県消防学校からは、新潟県内隊が受入先へ搬送。 ②歩行不可の3人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →静岡県隊(3人)により福島県大へ搬送。 (参考：その他、陸自で6人を福島県大へ) →(20日)消防及び陸自で搬送した9人中、6人を消防防災ヘリ3隊で2人づつ搬送。2人 は、群馬県隊(2隊)により搬送。残り1人は病院に残留。
	南相馬市立総合病院 (南相馬市)	22	歩行不可の22人を陸自が除染ポイントへ搬送。 →静岡県隊(10人)、群馬県隊(3人)、岐阜県隊(6人)、滋賀県隊(1人) 及び県内応援隊(2人)により新潟県消防学校へ搬送。 →新潟県消防学校からは、新潟県内隊が受入先へ搬送。
	大町病院 (南相馬市)	13	歩行不可の13人を地元消防等が除染ポイントへ搬送。 →海保のヘリで福島県大グランドまで搬送し、神奈川県隊(3隊)で福島県立医科大学病院 へ搬送。 →(21日)福島県立医科大学病院から神奈川県隊(7人)及び県内応援隊(6人)により13人 を受入先へ搬送。
	大町病院 (南相馬市)	29	歩行不可50人について自衛隊と相馬消防の救急車3台で除染ポイントへ搬送。 →うち29人は静岡県隊(6人)、岐阜県隊(6人)、滋賀県(9人)及び神奈川県隊(8隊) で受入先へ搬送。 (参考：その他、陸自で21人を受入先へ搬送)
	特養「長寿荘」 (南相馬市)	4	入所者4人を相馬広域消防本部が除染ポイントへ搬送。 →4人は群馬県隊4隊により受入先へ搬送。
	老健施設「長生院」 (南相馬市)	12	入所者12人を相馬広域消防本部が除染ポイントへ搬送。 →8人は静岡県隊1隊、岐阜県隊2隊、滋賀県隊5隊により福島消防傷病分署へ搬送。うち6 人は状態が良くないため群馬県隊4隊、2人は福島市消防により福島市内の病院へ搬送。 (参考：傷病分署からは、新潟県長岡市の施設の搬送車両により当該施設へ移送)
	※ 松村病院 (いわき市)	1	1人を緊急消防援助隊(京都市ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 長春館病院 (いわき市)	48	入院患者48人を、県内応援隊(8隊)、緊援隊(千葉県隊3隊、岐阜県隊2隊、神奈川県隊4隊、 滋賀県隊2隊、静岡県隊2隊、群馬県隊2隊)により受入先へ搬送。
	※ 福島県立医科大学 (福島市)	1	1人を緊急消防援助隊(千葉市ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 福島労災病院 (いわき市)	1	1人を緊急消防援助隊(京都市ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 長春館病院 (いわき市)	57	入院患者57人は、緊援隊(千葉県隊6隊、岐阜県隊3隊、神奈川県隊8隊、滋賀県隊6 隊、静岡県隊6隊、群馬県隊3隊)により受入先へ搬送。
	※ 福島県立医科大学 (福島市)	14	入院患者14人を、県内応援隊(4隊)、緊援隊(神奈川県隊3隊、滋賀県隊1隊、岐阜県隊1 隊、静岡県隊3隊、群馬県隊1隊、千葉県隊1隊)により受入先へ搬送。
	※ 福島県立医科大学 (福島市)	15	入院患者15人を、県内応援隊(4隊)、緊援隊(神奈川県隊3隊、滋賀県隊1隊、岐阜県隊1 隊、静岡県隊4隊、群馬県隊1隊、千葉県隊1隊)により受入先へ搬送。
	※ 総合磐城共立病院 (いわき市)	1	1人を緊急消防援助隊(福井県ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 相馬総合病院 (相馬市)	2	入院患者2人を緊援隊(神奈川県隊2隊)により受入先へ搬送。
	※ 舞子浜病院 (いわき市)	1	入院患者1人を緊援隊(群馬県ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 相馬総合病院 (相馬市)	4	入院患者4人を緊援隊(静岡県隊1隊、群馬県隊1隊、茨城県隊1隊、千葉県隊1隊) により受入先へ搬送。
	※ 相馬総合病院 (相馬市)	2	入院患者2人を緊援隊(東京都隊1隊、埼玉県隊1隊)により受入先へ搬送。
	※ 総合磐城共立病院 (いわき市)	1	1人を緊急消防援助隊(大阪市ヘリ)により受入先へ搬送。
4月	※ 福島県立医科大学 (福島市)	1	1人を緊急消防援助隊(茨城県ヘリ)により受入先へ搬送。
	※ 相馬総合病院 (相馬市)	1	1人を緊急消防援助隊(大阪市ヘリ)により受入先へ搬送。
合 計		325	

(注) ※がついている病院等は、30km圏外

別紙2

屋内退避区域（20～30km）内の自宅療養者等の搬送状況（消防機関対応分）一覧

月日		自宅療養者住所	消防機関 搬送者数	対応状況
4月	4日	田村市	1	自宅療養者1人を郡山地方広域組合消防本部により受入先へ搬送。
	5日	南相馬市	1	自宅療養者1人を神奈川県隊により受入先へ搬送。
	13日	南相馬市	1	自宅療養者1人を神奈川県隊により受入先へ搬送。
	20日	南相馬市	1	自宅療養者1人を千葉県隊により受入先へ搬送。
合 計			4	

別紙3

福島第一原子力発電所作業にかかる救急搬送状況

月日		福島第一原発からJビレッジまでの搬送機関	Jビレッジから医療機関までの搬送機関	搬送者数	搬送先医療機関	搬送理由	備考
4月	7日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
	9日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	福島労災病院	作業中に体調不良となる	
	10日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
	16日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	医療班の職員が体調不良となる	
5月	5日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	福島労災病院	作業中に負傷する	
	12日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
	14日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	搬送後死亡が確認される
	23日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に負傷する	
	29日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に負傷する	
	31日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	福島労災病院	作業中に負傷する	
6月	4日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部及びドクターヘリ	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	双葉消防は広野町総合グラウンドまで搬送
	5日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	福島労災病院	作業中に体調不良となる	
	6日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に負傷する	
	24日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
7月	18日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に負傷する	
	19日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
	21日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
8月	4日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
	7日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に負傷する	
	10日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	福島労災病院	作業中に負傷する	
10月	27日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
24年1月	7日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
2月	4日	東京電力	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	1	いわき市立総合磐城共立病院	作業中に体調不良となる	
合 計				23			